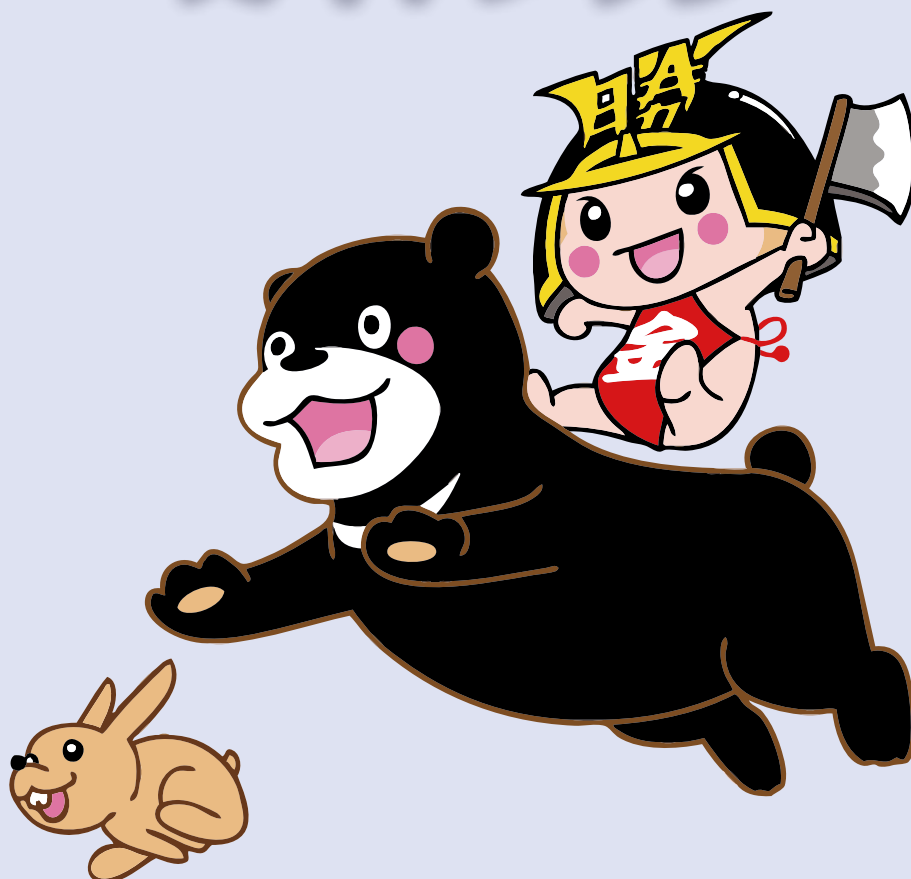


ごみの分別・出し方 ガイドブック



も く じ

- 循環型社会を目指して 2
- COOL CHOICE に賛同しませんか 2
- ごみを減らす3 Rを始めましょう 3
- 事業系ごみとは 4
- 事業者の責務 4
- 産業廃棄物の種類と具体的な例 5
- 事業系ごみの処理方法 6
- 事業系ごみと資源物の分別・出し方 7
- 家電リサイクル・パソコンリサイクルについて 11
- 勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 12
- 不法投棄の禁止 13
- 事業系ごみの分別・出し方 Q&A 14

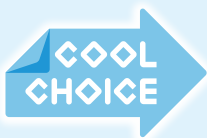


循環型社会を目指して

循環型社会とは？

大量生産・大量消費・大量廃棄物型の社会に代わるものとして提示された概念です。

まず製品等が廃棄物等になることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。



COOL CHOICE に賛同しませんか

勝央町は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化対策を推進しています。

COOL CHOICE とは？

政府が定めた、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択 (= COOL CHOICE)」を促す国民運動。例えば、冷房の設定温度を普段より少しだけ高くする。出かけるときに自家用車ではなく、公共交通機関を利用する。家電を買い換える時に、省エネ達成率が高いものを選ぶ。我々の1つ1つの選択が、未来の地球環境につながっていく。

日本政府は、この運動を国民一丸となって推進するよう、呼びかけています

ごみを正しく捨てるという選択も、地球温暖化の防止につながります。

ゴミの焼却を行う際には、温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。ゴミを正しく分別する、リサイクルに出すなど、ゴミを減らすように心がけましょう。

「COOL CHOICE」は行政だけでなく、どなたでも賛同いただけます。

環境省サイト <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

スリーアール ごみを減らす **3R** を始めましょう

～循環型社会の実現に向けて～

リデュース **Reduce** 発生抑制



ごみになるものを減らしましょう

- 両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化などでコピー用紙の使用量を抑えましょう。
- ごみ箱を共有するなどして、簡単にごみをださないよう工夫しましょう。
- 事務用品は、必要性を十分検討し、無駄なものは購入しないようにしましょう。
- 飲食店では、割り箸の使用をやめ、塗り箸などを使用しましょう。
- 過剰な包装や不要な包装はしない、させないを徹底しましょう。
- 賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底しましょう。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などの生ごみは、水切りを十分しましょう。
- 詰替え製品を使用しましょう。
- 資源化可能なものは、ごみにしないようにしましょう。

リユース **Reuse** 再使用



繰り返し大切に使いましょう

- ミスコピー紙などの裏面は内部資料やメモ用紙などに再使用しましょう。
- 封筒やファイルなどは、繰り返し使用しましょう。
- 不要な事務用品などは、他の部署で再使用しましょう。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなどは、メーカー回収などで再使用しましょう。
- リースやレンタル、リサイクル品を活用しましょう。

リサイクル **Recycle** 再生利用

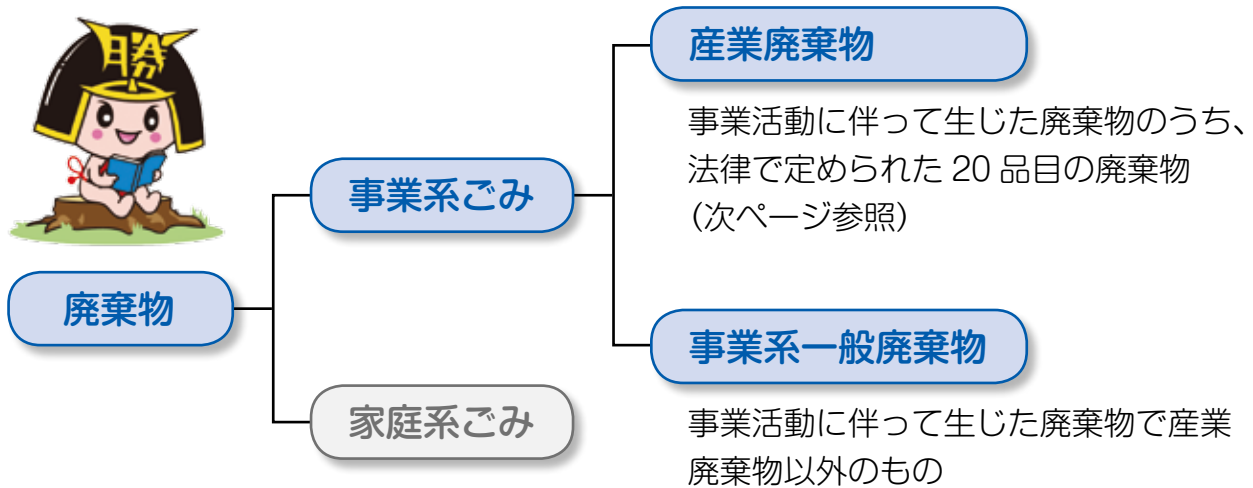


再び資源として利用しましょう

- コピー用紙、新聞、雑誌、段ボールなど再生可能な紙類は資源化しましょう。
- 事務用品などの物品は、再生品など環境に配慮したものを選びましょう。
- コピー用紙、印刷用紙は、再生紙を使用しましょう。
- シュレッダー処理したものは、資源化しましょう。
- 缶・びん・ペットボトルなどは分別し、資源化しましょう。

事業系ごみとは

家庭生活から生じた廃棄物を家庭系ごみといい、会社・店舗・工場・事務所・病院・学校・官公署など事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系ごみといいます。個人営業などの小規模事業者のごみも事業系ごみとなります。事業系ごみは、産業廃棄物とそれ以外の事業系一般廃棄物に大別されます。



事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務が明確に定められています。

また、勝央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条では、次のとおり定めています。

- (1) 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、及び再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品及び容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- (3) 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。



産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥など各種泥状物
	(3) 廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る廃油など
	(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液など、すべての酸性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど不要となった金属
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）
	(10) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気物汚染防止法のばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたもの
排出する業種等が限定されるもの	(13) 紙くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係る紙くずなど
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、木材または木材製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係る木くず及びおがくずなど 【全業種】貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）繊維工場（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料品として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、めん羊、山羊、鶏などのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、めん羊、山羊、鶏などの死体
(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもの		

事業系ごみの処理方法

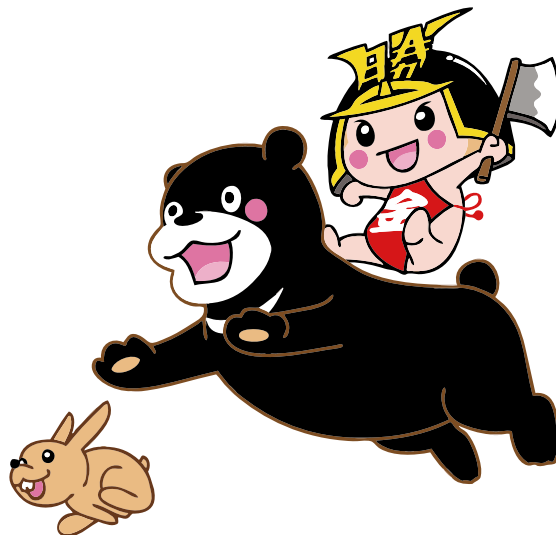
産業廃棄物

- (1) 事業者自らが処理施設を建設し、自家処理する。
 - (2) 事業者自らがその産業廃棄物を処理施設に搬入する。
 - (3) 産業廃棄物処理業の許可業者に、その産業廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。
- ※ (2) (3) の場合、書面による処理委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。

産業廃棄物の処理及び許可業者などについては、
岡山県美作県民局地域政策部環境課
(☎0868-23-1243)
にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物

- (1) 事業者自らが処理施設を建設し、自家処理する。
 - (2) 事業者自らが津山圏域クリーンセンター（津山市領家 1446）に搬入する。
 - (3) 一般廃棄物処理業の許可業者に、その一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。
（平成 30 年 4 月から）
- ※事業系一般廃棄物の排出にあたっては、勝央町指定ごみ袋を使用する必要はありません。



事業系ごみと資源物の分別・出し方

※事業系ごみは勝央町では収集しません。(平成30年4月から)

※小さな規模の個人商店や店舗付き住宅などで事業活動に伴うごみは事業系ごみになります。少量であっても、地区のステーションに出すことはできません。

※廃棄物の処理を委託する場合、事業系一般廃棄物は勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者(12ページ)に、産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に委託しなければなりません。

※資源化物は資源再生業者または収集運搬業者に相談し、リサイクルしてください。

燃やすしかないごみ

一般廃棄物

- 生ごみ
- 汚れた紙、リサイクルできない紙
- 木くず(建設業に係るものは除く)
- その他



※一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら津山圏域クリーンセンターに搬入してください。

※紙おむつなどは汚物を取り除いてください。

※木くずは処理施設の能力の関係から、長さ50cm以下、太さ10cm以下に裁断してください。

※生ごみは水分をよく切って出してください。

※食品の卸・小売業者や飲食店、ホテルなどの食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき食品廃棄物の発生抑制、減量に努めるとともに、再生利用に努めてください。

産業廃棄物

●業種により、紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さは産業廃棄物になります。

①食料品製造業などから排出される厨芥類は、産業廃棄物です。

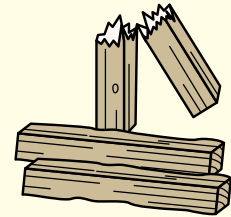
②工作物の新築、改築または除去に伴って建設業等から排出される紙くずや木くずは産業廃棄物です。

③貨物の流通のために使用したパレットは産業廃棄物です。

④PCBが塗布されまたは染み込んだものは、産業廃棄物です。

※産業廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。

※津山圏域クリーンセンターには持ち込みできません。



植木剪定材など

一般廃棄物

●剪定した植木の枝や葉、草、落ち葉など

※一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら津山圏域クリーンセンターに搬入してください。

※草などは土を落とし、できるだけ乾燥させてください。

※木くずは長さ50cm以下、太さ10cm以下に裁断してください。



リサイクル可能な紙類



資源化物または一般廃棄物

- 段ボール、包装紙、ボール紙、紙パック、オフィスペーパー、新聞、雑誌、シュレッダー紙など

※資源再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら資源再生業者に搬入し、できるだけリサイクルしてください。
※紙質などにより、有償で売却できる場合があります。
※シュレッダー紙や機密文書もリサイクルできますので、資源再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

リサイクル可能な衣類・布類



資源化物または一般廃棄物

- 衣類・布類（天然繊維）不要になった作業服、制服、デコレーションに使用した布、ハギレなど

※資源再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら資源再生業者に搬入し、できるだけリサイクルしてください。
※天然繊維は一般廃棄物です。

資源化物または産業廃棄物（廃プラスチック類など）

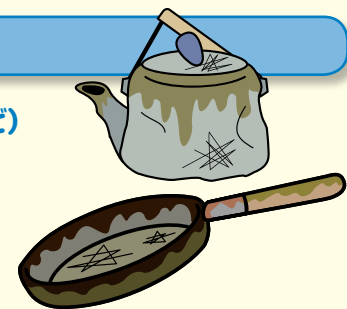
- 不要になった服などの衣類・布類（合成繊維）

※資源再生業者または産業廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら資源再生業者に搬入し、できるだけリサイクルしてください。
※合成繊維（廃プラスチック類など）は産業廃棄物です。
※建設業（工作物の新築・改築または除去に伴うもの）や繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出される繊維くずは、産業廃棄物です。
※津山圏域クリーンセンターには持込みできません。

燃やせないごみ

資源化物または産業廃棄物（金属・ガラス・陶磁器くずなど）

- 金属類（鍋、フライパン、やかんなど）
- 陶磁器・ガラス（コップ、皿、茶碗など）
- 小型電気製品（掃除機、電話機など）

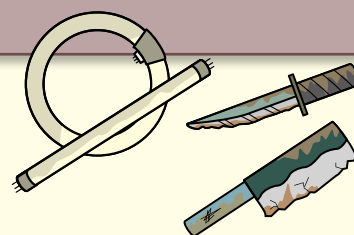


※産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。
※金属類については、資源再生業者に処理を委託することも可能ですし、材質によっては有償で売却できる場合もあります。
※津山圏域クリーンセンターには持込できません。

危険・有害ごみ

産業廃棄物（金属・ガラスなど）

- 蛍光灯
- 乾電池
- 体温計
- スプレー缶
- 刃物類



※産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

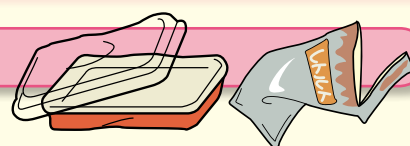
※小型二次電池（充電池式電池）については、製造事業者などによる回収・再資源化が行われていますので、製造メーカーや販売店などに問い合わせください。

※津山圏域クリーンセンターには持込できません。

廃プラスチック類

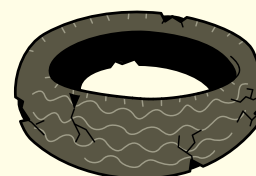
産業廃棄物（廃プラスチック類）

- プラスチック製品（ビニール袋、PPバンド、梱包袋（ビニール製）、弁当の容器など）
- 合成ゴム製品（廃タイヤなど）



※産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

※津山圏域クリーンセンターには持込できません。



ペットボトル

産業廃棄物（廃プラスチック類）または資源化物

- ペットボトル（飲料用・酒類・しょう油・みりんなどが入っていたボトル状の容器）



※産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

※自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください。

※資源化物として処理する場合は、ラベル・キャップを外し、洗浄してください。

※津山圏域クリーンセンターに持ち込む場合は、ラベル・キャップを外し、洗浄してください。

飲料用缶・びん

資源化物または産業廃棄物

- 飲食用缶（アルミ製やスチール製の飲食用空き缶）
- 飲食用びん（飲食用の空きびん（リターナルびん）、飲み菓のびんなど）

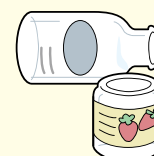


※資源再生業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

※自動販売機で購入したものは、納入業者に引取りを依頼してください。

※材質などにより有償で売却できる場合があります。

※津山圏域クリーンセンターに持ち込む場合は、洗浄してください。

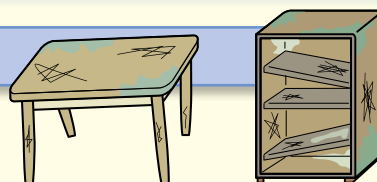


粗大ゴミ

一般廃棄物

●机・いす・棚など（木製）

※木製のものは、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら津山圏域クリーンセンターに搬入してください。



資源化物または産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類など）

●机・いす・棚・ロッカーなど（金属製・プラスチック製）

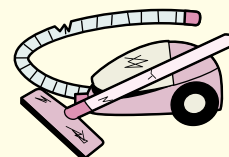
●大型の電化製品

※金属製のものは、資源再生業者または産業廃棄物収集運搬業許可業者に処理などを委託するか、自ら資源再生業者に搬入し、できるだけリサイクルしてください。

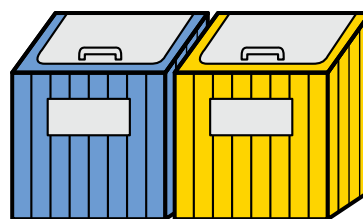
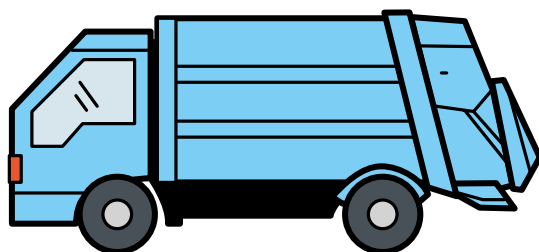
※プラスチック製のものは、産業廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。

※材質などにより有償で売却できる場合があります。

※津山圏域クリーンセンターには持込みできません。



※家電リサイクル法対象品目（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）は別途「リサイクル料金」が必要です。（次ページ参照）

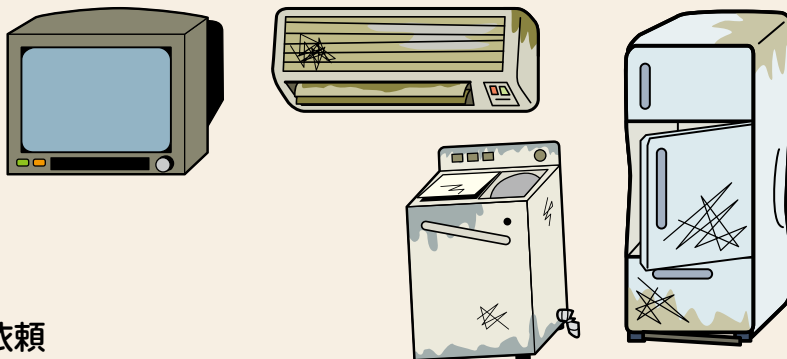


家電リサイクル・パソコンリサイクルについて

家電リサイクル

事業所で使用していた場合でも、家庭用として製造・販売されたテレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫は家電リサイクル法の対象となり、処分するときは「リサイクル料金」が必要となります。

いずれの場合も、
リサイクル料金が
必要です。



処分方法

- ①販売店に引き取りを依頼
- ②買い替えなら、その店に引き取りを依頼
- ③直接、指定取引場所へ持ち込む
※③の場合、郵便局で、事前に「リサイクル券」を購入してください。
※指定取引場所は、日本通運(株)岡山支店
津山営業所（津山市昭和町2丁目99-3 ☎23-0202）
- ④産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する

パソコンリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカー等がリサイクルを行っています。平成15年10月1日以降に販売されている家庭用パソコンには、回収・リサイクル料金が価格に含まれています（マーク（判別シール）がついています）。詳しくは、パソコンメーカーや一般社団法人パソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）へお問い合わせください。



このマークがついたパソコンは
廃棄する際に新たな料金を負担
する必要はありません

PCリサイクルマークは登録商標（商標登録第4761714号）であり、一般社団法人パソコン3R推進協会が本マークの商標権を有しています。一般社団法人パソコン3R推進協会から正当に使用許諾された場合を除き、本マーク或いは本マーク類似のマークを使用する一切の行為は、商標権の侵害として、差止請求の対象となると共に、一般社団法人パソコン3R推進協会に損害が発生した場合には損害賠償請求の対象となります。また、商標権の侵害は商標法上、刑事罰の対象となります。

勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

業 者 名	住 所	電話番号
(有)中央廃棄物処理センター 勝央営業所	本 社：津山市八出 602-3 事業所：勝央町黒土 856-2	0868-24-5355
(株)廃棄物センター 勝央営業所	本 社：津山市二宮 870 事業所：勝央町勝間田 606-7	0868-28-2051
(株)ウイルエコ 勝央支店	本 社：美作市巨勢 369-1 事業所：勝央町福吉 100-2	0868-72-0557
(有)津山清美社 勝央営業所	本 社：津山市高野本郷 1683-1 事業所：勝央町豊久田 2458	0868-26-4661
(株)オガワエコノス 岡山工場	本 社：広島県府中市高木町 502-10 事業所：勝央町太平台 89-8	0868-38-0530
(有)鶴山衛生センター 勝央営業所	本 社：津山市小原 52-1 事業所：勝央町黒坂 40-2	0868-22-2300

不法投棄の禁止

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、法律により罰せられます。

なお排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあります。

不法処分等に対する罰則

【個人の場合】

○5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科

【法人の場合】

○行為者：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科

○法人：3億円以下の罰金

※不法投棄または不法焼却の未遂や、それらを目的に廃棄物を収集運搬した者も罰せられます。

事業系ごみの分別・出し方 Q & A

Q：事業活動とはどのようなことをいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか。

答え：「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動など広い意味として捉えられています。

このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても事業系ごみとなります。

なお、事務所から排出されるプラスチック製や金属製の事務用品も産業廃棄物に当たり、排出量が「1個」というような少量であったとしても、それが産業廃棄物として定められている以上は、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

Q：事業系ごみを地区のごみステーションに出すことはできないのですか？

答え：事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「事業者自らの責任により処理しなければならない」と定められています。

家庭用のごみステーションへ排出することは、不法投棄とみなされ、罰則が加えられる場合があります。

Q：処理を委託して処理費用を払うのだから、あとはその業者にすべて任せておけばいいのですか？

答え：廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「事業者は廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。処理業者は補完的な立場にあり、事業者は発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行われるよう管理しなければなりません。回収を依頼したごみが不法投棄された場合は、排出者にも責任が及びます。

Q：分別収集しなければ、罰則はあるのですか？

答え：事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に分別せず排出した場合は、不法投棄とみなされ、罰則が加えられる場合があります。

Q：飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？（割り箸や食べ残しのごみなど）

答え：ごみとして処分する前に、食べ残しが発生しないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り組んでいただき、それでも発生する廃棄物について、割り箸や食べ残しなどは、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。また、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、廃油等については、産業廃棄物になりますので、産業廃棄物として適正処理をお願いします。

Q：事業系の粗大ごみはどのように処理すればいいのですか？

答え：処理する際には、事業系一般廃棄物（木製家具など）と産業廃棄物（金属製家具など）に区分の上、自ら処理施設へ搬入するか、許可を有する業者に委託してください。金属製のものは、資源再生業者などに処理を委託し、できるだけリサイクルしてください。

Q：産業廃棄物の処理業者と一般廃棄物の処理業者は同一の業者でも委託できますか？

答え：産業廃棄物の処理の許可と一般廃棄物の処理の許可は別々になります。
ただし、産業廃棄物の処理の許可と一般廃棄物の処理の許可を両方有している業者もいますので、その場合は、同一の業者に委託することも可能です。

Q：産業廃棄物処理委託の契約の方法を教えてください。

答え：産業廃棄物の処理を委託する場合、事業者（排出者）と産業廃棄物処理業者との書面契約を結ぶことが必要です。また、マニフェスト使用が義務付けられています。
詳しくは、岡山県美作県民局地域政策部環境課（☎0868-23-1243）にお問い合わせください。

Q：産業廃棄物の処理業者を教えてください。

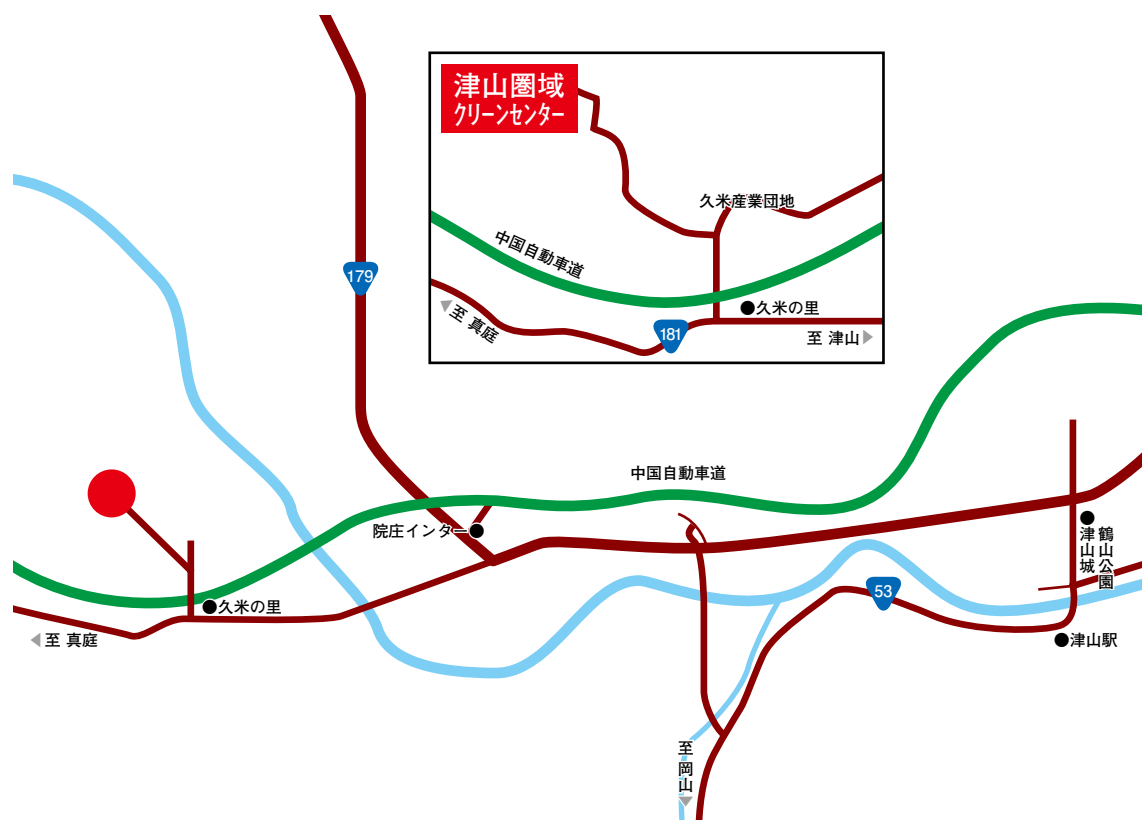
答え：岡山県循環資源総合情報支援センターのホームページ掲載の産業廃棄物処理業者リストを参考にしてください。
また、産業廃棄物の処理及び許可業者などについては、岡山県美作県民局地域政策部環境課（☎0868-23-1243）にお問い合わせください。

Q：事業系一般廃棄物の処理業者を教えてください。

答え：勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（12ページ）をご覧ください。
勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者以外に収集運搬を委託することはできません。

一般廃棄物直接持ち込み場所 津山圏域クリーンセンター

〒709-4611 岡山県津山市領家1446
☎0868-57-2221



受付時間

月～土曜日 午前8時～午後4時30分

※日曜日、1月1日から1月3日までは休業

処理手数料 (金額は税別です)

家庭ごみ 50円 / 10kg
家庭ごみ以外のごみ 70円 / 10kg

指定ごみ袋でクリーンセンターへ直接持ち込んでも処理手数料がかかります。
直接持ち込む場合は、指定ごみ袋以外の袋でもかまいません。

お問い合わせ先

勝央町役場 健康福祉部 ☎38-7102